

富山市消費生活教室運営要綱

1 趣旨

この要綱は、富山市消費生活教室に参加する一人ひとりが消費者としての自覚を高め、消費生活の改善・向上を目指し、消費生活に関することについて学習するため、教室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 教室生

富山市に居住する方

3 学習内容

消費生活に関する問題について講座の開催や調査及び研究

4 運営方法

教室生の自主運営とし、全体学習とするが、専門的学習によっては、部会を置くことができる。

5 役員

(1) 役職

教室に次の役員を置く。

運営委員長	1人	会	計	2人
副運営委員長	2人	庶	務	2人
書記	2人			

(2) 選出方法

運営委員長は教室生が互選する。

副運営委員長・書記・会計・庶務は、運営委員長が指名する。

(3) 任期

役員の任期は1年とし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(4) 職務

運営委員長は教室の運営を総括し、教室を代表する。

副運営委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

書記は教室の活動内容の記録を担当する。

会計は教室の経理を担当する。

庶務は教室の事務を担当する。

6 顧問・相談役

教室に顧問・相談役を置くことができる。

顧問・相談役は教室生の承認を得て運営委員長が委嘱する。